

## ○再試験及び再試験に係る運転免許の取消しに関する訓令

(平成17年12月26日静岡県警察本部訓令第28号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）に基づき再試験及び再試験に係る運転免許（以下「免許」という。）の取消しに係る事務を適正に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(再試験通知)

第2条 再試験通知書（規則別記様式第17の2の2）の再試験を行う理由欄には、次に掲げる例により記載するものとする。

(1) 令第36条に定める基準に該当することを理由として再試験を行う場合

違反事項（ 年 月 日）により免許を取得した後の合計点数が 点に達したため（令第36条）

(2) 令第37条の3に定める基準に該当することを理由として再試験を行う場合

違反事項（ 年 月 日）により、初心運転者講習を終了した後の合計点数が 点に達したため（令第37条の3）

(試験移送通知書)

第3条 法第100条の3第1項の規定による試験移送通知書（規則別記様式第17条の4）の送付は、当該通知書及び関係書類を書留郵便に付して行うものとする。

2 試験移送通知書を送付する時点において、法第100条の2第4項の規定に基づき当該試験移送通知書に係る基準該当初心運転者に再試験の通知に係る通知を既に行っている場合は、試験移送通知書の備考欄に「 年 月 日再試験通知発送済み」と記載するものとする。

3 試験移送通知書の再試験を行う理由の欄の記載内容は、第2条に定めるところと同様とする。

(再試験の日時等の指定)

第4条 再試験は、原付免許試験、二輪免許試験、普通免許試験及び準中型免許試験の実施日に合わせて行うものとする。

2 再試験については、1試験日について受験できる免許の種類は、1種類とし、同一の日に2種類以上の免許の再試験を受験させないものとする。

(やむを得ない理由を証する書類等)

第5条 規則第28条の4第3項に定めるやむを得ない理由のあることを証するに足る書類は、次に掲げるものとする。

(1) パスポート（海外旅行の場合）

(2) 医師の診断書（病気又は負傷の場合）

(3) 在監証明書（法令の規定による身体の自由の拘束の場合）

(4) その他のやむを得ない理由を証明する書類

（運転免許証の返納）

第6条 法第104条の2の2第1項の規定に基づき、再試験に合格しなかった者（以下「不合格者」という。）の再試験に係る免許を取り消すときは、速やかに、不合格である旨を告知するとともに、運転免許取消処分書（規則別記様式第19の3の4）を交付してその者の運転免許証を返納させるものとする。

2 再試験を受けなかった者（以下「不受検者」という。）について、法第104条の規定に基づく意見の聴取を経て当該再試験に係る免許を取り消すときは、前項の規定に準じて運転免許取消処分書を交付し、その者の運転免許証を返納させるものとする。

3 2種類以上の免許を取得している者の免許を取り消したときは、取り消した免許以外の免許に係る運転免許証（以下「新免許証」という。）を交付するものとする。この場合において、新免許証の交付年月日及び有効期間は、当該取消しをする前の運転免許証（以下「旧免許証」という。）と同一として交付するものとし、新免許証に係る交付手数料は徴収しないものとする。

4 前項の場合において、取消しをした時に新免許証を交付できないときは、旧免許証に穴を開け、備考欄に当該取消しに係る免許の種類及び記載の日から3週間後を期限として次のように記載し、静岡県公安委員会公印規則（昭和62年県公委規則第4号）に規定する11号印を押印の上で、当該旧免許証を一時的に返還するものとする。

（免許取消し）

再試験手続中			
年	月	日	まで有効
年	月	日	(11号印)

5 前項の規定により返還した旧免許証は、新免許証の交付と引換えに返納させるものとする。

（処分移送通知等）

第7条 法第100条の3の規定に基づき試験移送通知を行うときは、再試験に係る行政処分処理票（様式第1号）及び違反外処分・短縮・手配登録票（様式第2号）の写しを添付するものとする。

（再試験の再指定）

第8条 不受検者に対する法第104条の規定に基づく意見の聴取を経た結果、当該不受検者に再試験を受けさせることとなったときは、再試験受験期間指定書（様式第3号）を交付し、受検場所及び受験期間を指定するものとする。

（課長への委任）

第9条 この訓令の事務取扱いに関する細目的事項は、交通部運転免許課長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成17年12月26日から施行する。

附 則(平成19年11月22日県本部訓令第48号)

この訓令は、平成19年12月4日から施行する。

附 則(平成20年10月14日県本部訓令第47号)

この訓令は、平成21年3月30日から施行する。

附 則(平成29年3月10日県本部訓令第4号)

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。